

フィデリティ・ 資産分散投信 (安定型／成長型)

追加型投信／内外／資産複合



ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

- 本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。また、本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等の詳細情報は、下記委託会社の照会先までお問い合わせください。

委託会社

ファンドの運用の指図を行なう者

フィデリティ投信株式会社

金融商品取引業者：関東財務局長(金商)第388号

照会先

フリーコール：**0120-00-8051** (受付時間：営業日の午前9時～午後5時)

ホームページ：<https://www.fidelity.co.jp/>

受託会社

ファンドの財産の保管及び管理を行なう者

三菱UFJ信託銀行株式会社



ファンド名	商品分類		
	単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
安定型	追加型投信	内外	資産複合
成長型			

属性区分				
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
その他資産 (投資信託証券(資産複合(株式 (一般)、債券(一般)、不動産投信) 資産配分固定型)	年2回	グローバル (含む日本)	ファンド・オブ・ ファンズ	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類及び属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

信託の終了(繰上償還)の予定について

ファンドは、2024年3月22日付で信託の終了(繰上償還)を予定しており、異議申立手続きを実施いたしますのでお知らせいたします。

※2024年1月19日時点のファンドの受益者のうち、この繰上償還に異議を申し出た受益者の受益権口数が同時点の受益権総口数の過半数に満たない場合は、2024年2月26日に投資信託契約の解約の届出を行ない、2024年3月22日に償還となります。ただし、異議を申し出た受益者の受益権口数が同時点での受益権総口数の過半数となった場合は、繰上償還は行ないません。この場合、繰上償還を行なわない旨の公告を行ない、かつこれらの事項を記載した書面を受益者に交付します。なお、2024年1月18日以降に取得申込みを行ないファンドの受益者となる方の受益権については当該手続きを行なう権利がございませんのでご留意ください。

委託会社

フィデリティ投信株式会社

設立年月日：1986年11月17日

資本金：金10億円(2023年11月末現在)

運用する投資信託財産の合計純資産総額…

5兆331億円(2023年11月末現在)



- この投資信託説明書(交付目論見書)により行なうフィデリティ・資産分散投信(安定型)及びフィデリティ・資産分散投信(成長型)の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2023年7月14日に関東財務局長に提出し、2023年7月15日にその届出の効力が生じております。
- ファンドの商品内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき、事前に受益者の皆様にご意向を確認させていただきます。
- ファンドの財産は、信託法(平成18年法律第108号)に基づき受託会社において分別管理されています。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社にご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

1. ファンドの目的・特色

ファンドの目的

ファンドは、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的に運用を行ないます。

ファンドの特色

- 1 主として投資信託証券* (以下「投資対象ファンド」ということがあります。)への投資を通じて、国内株式、海外株式、国内債券、海外債券、世界の不動産投資信託(リート)、コモディティ、国内短期債券・短期金融商品へ実質的に分散投資を行ない、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的に運用を行ないます。
- 2 基本資産配分は、主として各資産クラスのリスク・リターン特性、資産クラス間の相関等を考慮して決定します。資産配分は原則として基本配分(詳細については「ファンドのポイント」をご参照ください。)に対して概ね、中立を維持します。ただし、市場環境の変化等を考慮して、構成する資産クラスや、その配分が将来的に変更される場合があります。
- 3 投資信託証券への投資にあたっては、別に定める投資信託証券(以下「指定投資信託証券」といいます。)の中から、定性、定量評価等を考慮して選定した投資信託証券に分散投資することを基本とします。
- 4 投資対象ファンドは、定期的にモニターを行ない、この信託全体のリスク分散等を考慮して、組入比率の調整を行ないます。また、組入れた投資信託証券の入替えを行なう場合もあります。
- 5 株式運用では、主として、国内外の取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている株式に投資を行ないます。
- 6 海外債券運用では、先進国投資適格債券の他、米ドル建てハイ・イールド債券、ユーロ建てハイ・イールド債券、エマージング債券にも投資を行ないます。
- 7 国内債券運用では、主として、日本の公社債(国債・地方債、政府保証債、利付金融債、事業債等)に投資を行ないます。(ただし、海外政府、海外企業が発行する円建て債券にも投資を行なうことができます。)
- 8 世界の不動産投資信託(リート)運用では、国別比率の検討において、国ごとの配当利回りの水準を考慮して運用を行ないます。
- 9 コモディティの運用では、国際商品市況指数の騰落率に連動する運用成果を目指す投資信託証券に投資します。
- 10 国内短期債券・短期金融商品運用では、主として、信用度が高く、残存期間の短い円建て公社債等に投資を行ないます。
- 11 組入れ投資信託証券は、外貨建資産の為替ヘッジを行なわないものに投資することを原則とします。ただし、主として国内債券、または国内短期債券・短期金融商品に投資する投資信託証券に関しては、外貨建資産は為替ヘッジを行なうものに投資することを原則とします。

※資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない場合もあります。

* 上場投資信託証券を含む場合もあります。

1. ファンドの目的・特色

運用の委託先

ファンドの運用の指図に関する権限の委託については以下の通りです。

委託先名称	委託する業務の内容
FILインベストメント・マネジメント(香港)・リミテッド	委託会社より運用の指図に関する権限の委託を受け、ファンドの基本資産配分に関する運用の指図を行ないます。
FILインベストメンツ・インターナショナル(所在地:英国)	委託会社より運用の指図に関する権限の委託を受け、上記以外のファンドの運用の指図を行なうことがあります。

※運用の委託先が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、投資信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

※FILインベストメント・マネジメント(香港)・リミテッド、FILインベストメンツ・インターナショナルおよびフィデリティ投信株式会社は、独立系資産運用グループのフィデリティ・インターナショナルの一員です。

フィデリティ・インターナショナルは、世界で250万以上のお客さまに投資に関するソリューション・サービス、退職関連の専門的知見を提供しています。

※運用担当者の変更等により、運用の指図に関する権限の委託(再委託も含まれます。)について、委託会社または委託先のグループ会社間における運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等を変更する場合があります。なお、この場合においても、基本的にファンドに係る運用方針や運用スタイル等が変更されるものではありません。

ファンドのポイント

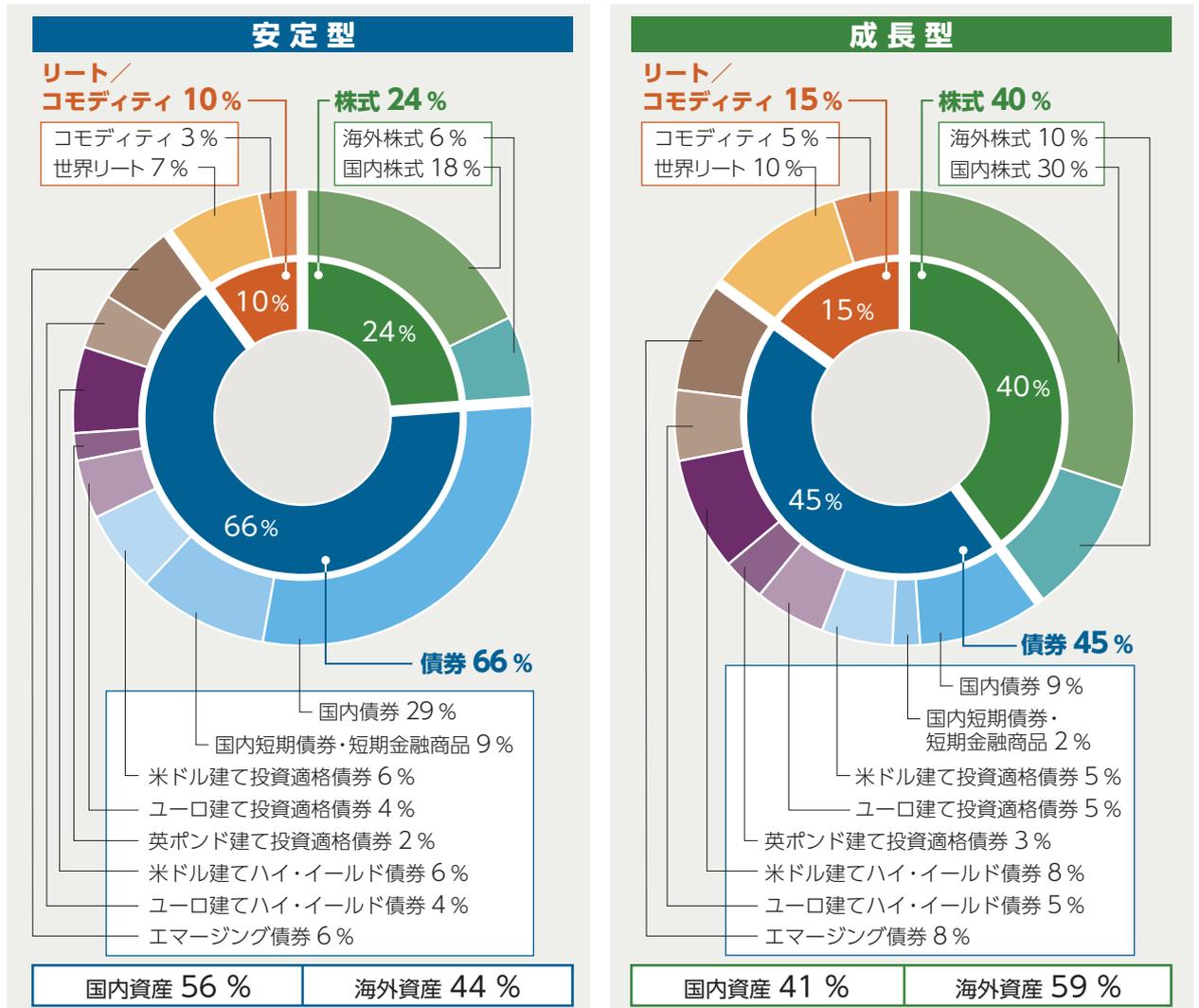
世界の株式、債券、不動産投資信託(リート)、コモディティなどへ分散投資を行ない、安定的な値動きと資産の長期的な成長を目指します。

●リスク・リターン特性や資産間の相関などを考慮し、長期で安定的な運用を目指した「安定型」と「成長型」があり、それぞれのファンド間で、スイッチング*が可能です。

*スイッチングに際し、ご換金されるファンドについては、信託財産留保額および税金をご負担いただきます。

*スイッチングの取扱い内容等は販売会社によって異なります。

基本資産配分

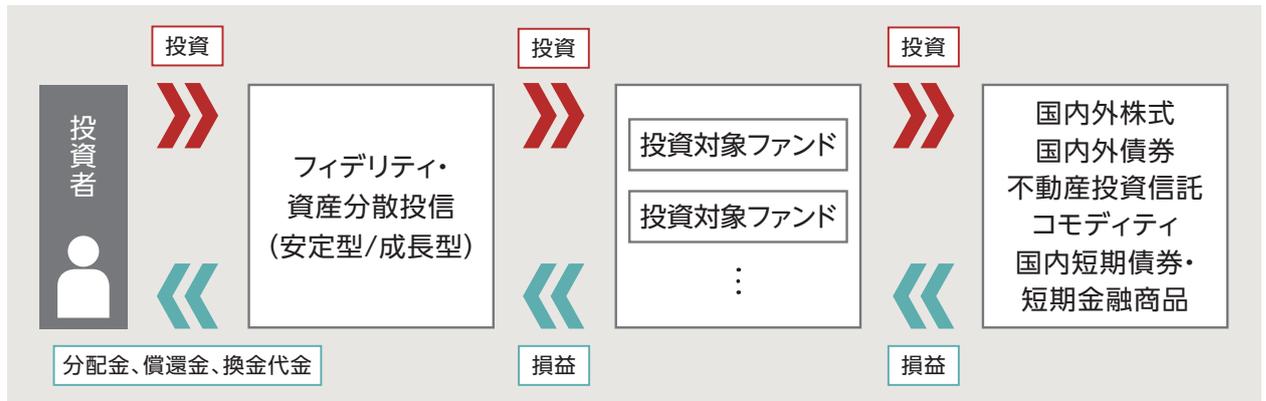


※国内・海外資産比率の計算において、世界リートは海外資産として計算しています。

※資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない場合もあります。

1. ファンドの目的・特色

ファンドの仕組み



各ファンドは複数の投資信託証券(投資対象ファンド)への投資を通じて、主として国内外株式、国内外債券、世界の不動産投資信託(リート)、コモディティ、国内短期債券・短期金融商品へ実質的に分散投資を行なう、ファンド・オブ・ファンズです。

主な投資制限

投資信託証券および短期金融商品(短期運用の有価証券を含みます。)以外への投資	直接投資は行ないません。
外貨建資産の投資割合	制限を設けません。
一発行体等に対する株式等、債券等およびデリバティブ等の投資制限	投資信託財産の純資産総額に対して、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とします。

収益分配方針

毎決算時(原則4月、10月の各20日。同日が休業日の場合は翌営業日。)に、原則として以下の収益分配方針に基づき分配を行ないます。

- 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収入と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。
- 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

2. 投資リスク

基準価額の変動要因

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。**ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。**したがって、**投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失が生じることがあります。**

ファンドが有する主なリスク等(ファンドが主に投資を行なう投資対象ファンドが有するリスク等を含みます。)は以下の通りです。

主な変動要因

価格変動リスク	基準価額は有価証券等の市場価格の動きを反映して変動します。有価証券等の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる場合があります。
信用リスク	有価証券等への投資にあたっては、発行体において利払いや償還金の支払いが遅延したり、債務が履行されない場合があります。なお、ハイ・イールド債およびエマーGING・マーケット債に投資を行なう場合には、上位に格付けされた債券に比べて前述のリスクが高くなります。
金利変動リスク	公社債等は、金利の変動を受けて価格が変動します。一般に金利が上昇した場合には債券価格は下落し、金利が低下した場合には債券価格は上昇します。
為替変動リスク	外貨建の有価証券等に投資を行なう場合は、その有価証券等の表示通貨と日本円との間の為替変動の影響を受けます。
デリバティブ(派生商品)に関するリスク	ファンドは、有価証券先物、各種スワップ、差金決済取引等のデリバティブ(派生商品)を用いることがあります。デリバティブの価格は市場動向などによって変動するため、基準価額の変動に影響を与えます。デリバティブが店頭取引の場合、取引相手の倒産などにより契約が履行されず損失を被る可能性があります。デリバティブの利用はヘッジ目的に限定されず、運用の効率を高めたり、超過収益を得るための手段として用いられる場合もあります。デリバティブは基礎となる資産、利率、指数等の変動以上に値動きする場合があります。また、デリバティブ以外の資産の価格の動きに加えて、デリバティブの価格の動きがファンドの基準価額の下落要因となる場合があります。
リートに関わるリスク	リートへの投資においては、保有不動産の評価額、リートに関する規制(法律、税制、会計等)、不動産市況(空室率の変動等)等、リート固有の価格変動要因の影響を受けます。
コモディティに関わるリスク	コモディティへの投資においては、国際商品市況指数の騰落率に連動する運用成果を目指す投資信託証券等に投資しますが、当該投資信託証券等の値動きと当該指数の値動きは必ずしも一致しません。当該指数は複数の商品から構成された指数であり、それぞれの商品の需給関係、為替、金利の変化等さまざまな要因で変動します。また、商品市場は、景気循環、経済発展・人口・資源開発・技術革新等による影響、天候等による豊作・不作、産出国の政治・社会情勢等の影響を受けます。これらに伴い、結果としてファンドの基準価額が影響を受ける場合があります。
エマーGING市場に関わるリスク	エマーGING市場(新興諸国市場)への投資においては、政治・経済的不確実性、決済システム等市場インフラの未発達、情報開示制度や監督当局による法制度の未整備、為替レートの大きな変動、外国への送金規制等の状況によって有価証券の価格変動が大きくなる場合があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

2. 投資リスク

その他の留意点

クーリング・オフ	ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
流動性リスク	ファンドは、大量の解約が発生し短期間に解約資金を手当てする必要が生じた場合や、主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスクや、取引量が限られるリスク等があります。その結果、基準価額の下落要因となる場合や、購入・換金受付の中止、換金代金支払の遅延等が発生する可能性があります。
分配金に関する留意点	分配金は、預貯金の利息とは異なります。分配金の支払いは純資産から行なわれますので、分配金支払い後の純資産は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の利子・配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。計算期間におけるファンドの運用実績は、期中の分配金支払い前の基準価額の推移および収益率によってご判断ください。 投資者のファンドの購入価額によっては分配金はその支払いの一部、または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。 ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

リスクの管理体制

投資リスクの管理および投資行動のチェックについては、運用部門が自ら行なう方法と、運用部門から独立している運用に関するコンプライアンス部門ならびに運用リスク管理部門が行なう方法を併用し検証しています。

運用部門

部門の担当責任者と運用の指図を行なうポートフォリオ・マネージャーが、さまざまなリスク要因について協議し、ポートフォリオ構築状況をレビューしています。

運用に関するコンプライアンス部門

法令および各種運用規制等の遵守状況について、モニタリングの結果を運用部門等にフィードバックしています。

運用リスク管理部門

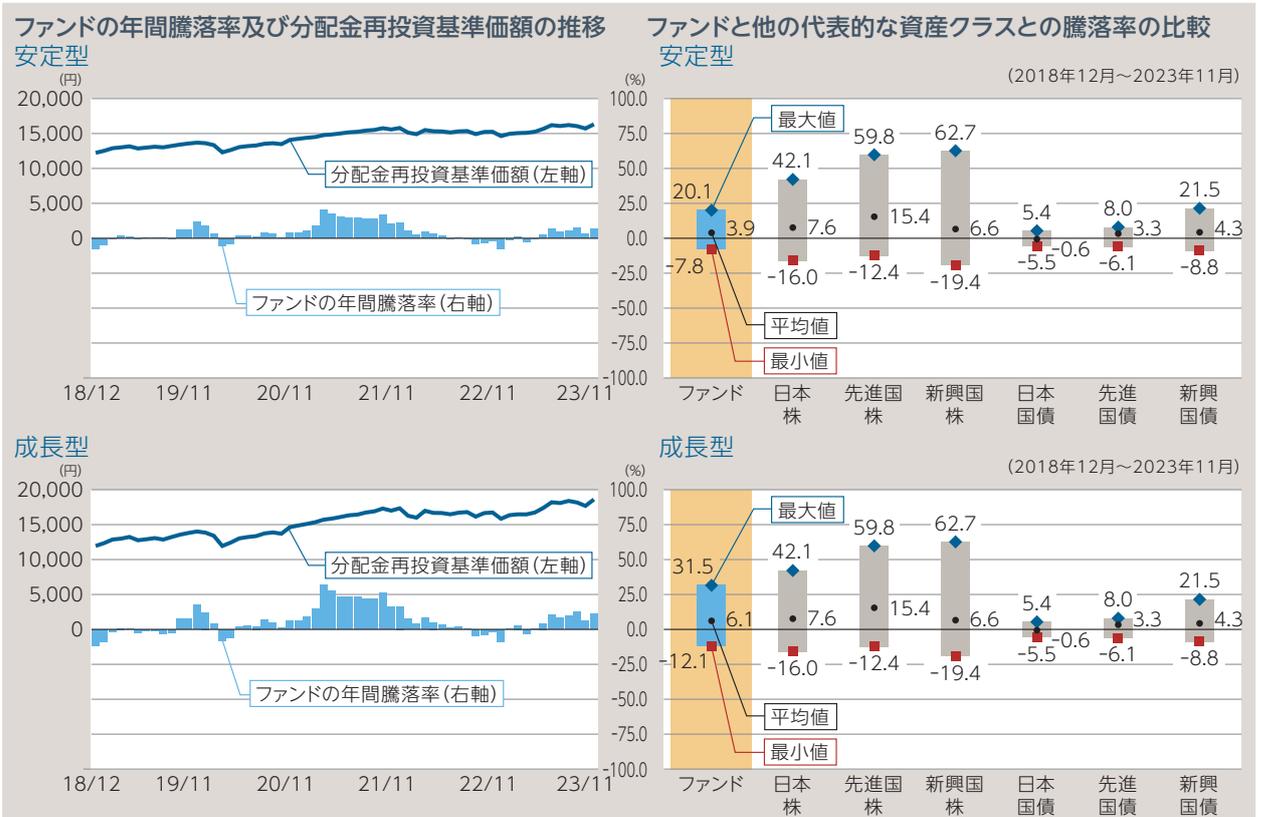
流動性リスクを含むファンドの各種投資リスクを評価し、モニタリングの結果を運用部門等に報告しています。

流動性リスク管理にあたっては、委託会社において流動性リスク管理に関する規程を定め、流動性リスク管理の適切な実施の確保のため、リスク・アンド・コンプライアンス・コミッティを設置しています。同コミッティは、ファンドの流動性リスクのモニタリングの結果を検証し、流動性リスク管理態勢について監督を行なうほか、緊急時対応策の検証等、当社業務運営に係る各種リスクの監視監督を行ないます。

2. 投資リスク

(参考情報)

以下は、ファンドのリスクを定量的に把握・比較できるように、参考情報として掲載しています。



※「ファンドの年間騰落率」は、ファンドの2018年12月~2023年11月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率を表示しています。

※「ファンドの年間騰落率」は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率であり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。なお、当騰落率は目盛最大値に比べ値が小さいためにグラフが見えない場合があります。

※「分配金再投資基準価額」は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額であり、実際の基準価額と異なる場合があります。

※2018年12月~2023年11月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※ファンドは税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

代表的な資産クラスの指数

日本株 TOPIX (配当込)	東証株価指数 (TOPIX) (以下「TOPIX」という。)の指数値及びTOPIXに係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社 (以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。
先進国株 MSCI コクサイ・インデックス (税引前配当金込/円ベース)	MSCI コクサイ・インデックスは、MSCI Inc. が開発した、日本を除く先進国の株式市場のパフォーマンス測定を目的とする浮動株調整済み時価総額加重指数です。著作権、およびその他知的所有権はMSCI Inc. に帰属しております。
新興国株 MSCI エマージング・マーケット・インデックス (税引前配当金込/円ベース)	MSCI エマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc. が開発した、エマージング諸国の株式市場のパフォーマンス測定を目的とする浮動株調整済み時価総額加重指数です。著作権、およびその他知的所有権はMSCI Inc. に帰属しております。
日本国債 NOMURA-BPI 国債	NOMURA-BPI 国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI 国債の知的財産権およびその他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI 国債の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当ファンドの設定の可否、運用成果等並びに当ファンド及びNOMURA-BPI 国債に関連して行われる当社のサービス提供等の行為に関して一切責任を負いません。
先進国債 FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債 J.P.モルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド (円ベース)	この情報は信頼性があると信じるに足る情報源から得られたものですが、J.P.モルガンはその完全性または正確性を保証するものではありません。このインデックスは使用許諾を得て使用しています。J.P.モルガンによる書面による事前の承諾なくこのインデックスを複製、使用、頒布することは禁じられています。Copyright © 2022 J.P. Morgan Chase & Co. 無断複製・転載を禁じます。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、指数提供元にて円換算しております。

3. 運用実績

フィデリティ・資産分散投信(安定型)

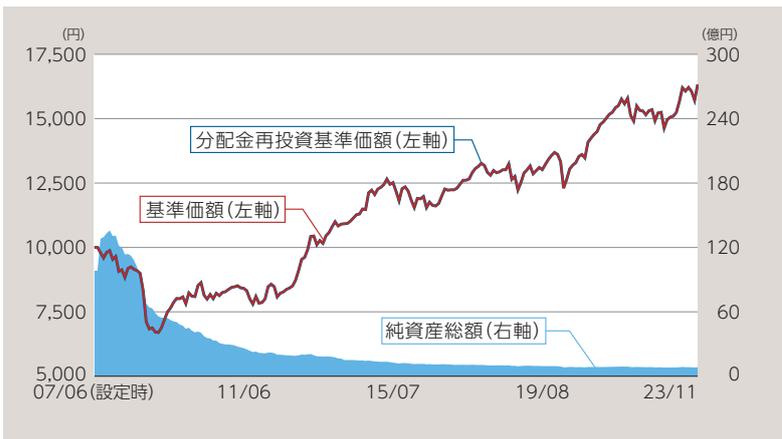
(別途記載がない限り2023年11月30日現在)

※運用実績等について別途月次等で適時開示している場合があります。この場合、委託会社のホームページにおいて閲覧できます。

※下記データは過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

※各々のグラフ、表にある比率は、それぞれの項目を四捨五入して表示しています。

基準価額・純資産の推移



※分配金再投資基準価額は、ファンド設定時に10,000円でスタートしてからの分配金を再投資した実績評価額です。ただし、購入時手数料および分配金にかかる税金は考慮していません。
 ※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後のものです。

基準価額	16,324円
純資産総額	8.4億円

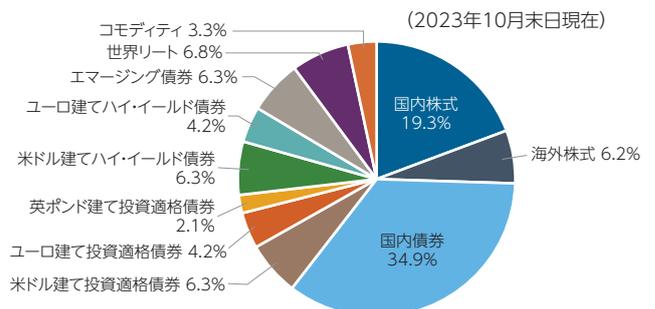
分配の推移

(1万口当たり/税引前)

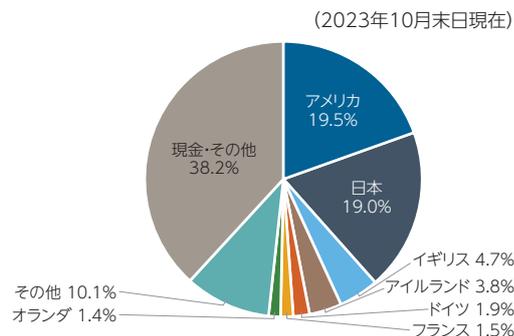
決算期	分配金
2021年10月	0円
2022年4月	0円
2022年10月	0円
2023年4月	0円
2023年10月	0円
設定来累計	0円

主要な資産の状況

資産別配分(対投資資産比率)



国・地域別配分



株式	25.5%	債券	64.4%	リート/ コモディティ	10.1%
----	-------	----	-------	----------------	-------

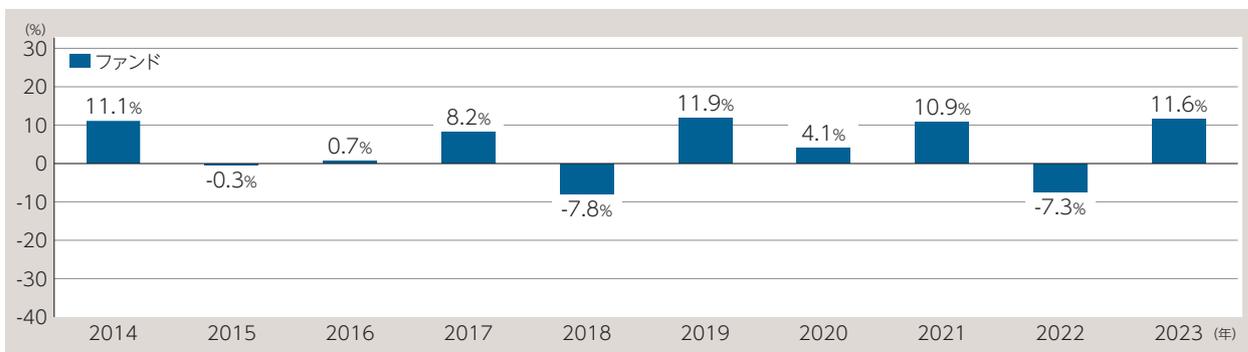
3. 運用実績

組入上位10銘柄		
	銘柄	比率
1	DLIBJ公社債オープン(中期コース)	33.7%
2	フィデリティ・ジャパン・サステナブル・グロース・ファンド(適格機関投資家転売制限付き)	19.8%
3	フィデリティ・グローバル・リート・マザー・ファンド	7.0%
4	フィデリティ・ファンズ・エマージング・マーケット・デット・ファンド	6.1%
5	フィデリティ・USハイ・イールド・ファンド(適格機関投資家専用)	6.1%
6	フィデリティ・ファンズ・USDドル・ボンド・ファンド	6.0%
7	フィデリティ・インスティテューショナル・米国株式ファンド(為替ヘッジなし)(適格機関投資家専用)	4.7%
8	フィデリティ・ファンズ・ユーロ・ボンド・ファンド	4.1%
9	フィデリティ・ファンズ・ヨーロピアン・ハイ・イールド・ファンド	4.1%
10	iシェアーズ・ディバースファイド・コモディティ・スワップUCITS ETF	2.9%

※別途記載がない限り、主要な資産の状況は対純資産総額比率です。



年間収益率の推移



※当ファンドは、ベンチマークを設定しておりません。
 ※ファンドの収益率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして算出しています。
 ※2023年は年初以降11月末までの実績となります。

フィデリティ投信が作成時点で取得可能な投資対象ファンドの開示資料のデータに基づき作成しております。ファンドによってはデータの分類方法や評価基準日が異なる場合があるため、概算・推定値となります。掲載データに関する正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。あくまでもファンドの概略をご理解いただくことを目的として作成されておりますことにご留意ください。

3. 運用実績

フィデリティ・資産分散投信(成長型)

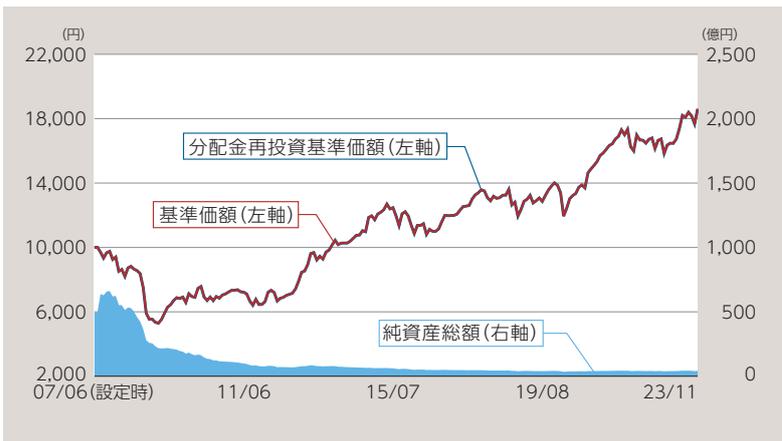
(別途記載がない限り2023年11月30日現在)

※運用実績等について別途月次等で適時開示している場合があります。この場合、委託会社のホームページにおいて閲覧できます。

※下記データは過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

※各々のグラフ、表にある比率は、それぞれの項目を四捨五入して表示しています。

基準価額・純資産の推移



※分配金再投資基準価額は、ファンド設定時に10,000円でスタートしてからの分配金を再投資した実績評価額です。ただし、購入時手数料および分配金にかかる税金は考慮していません。
 ※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後のものです。

基準価額	18,605円
純資産総額	41.8億円

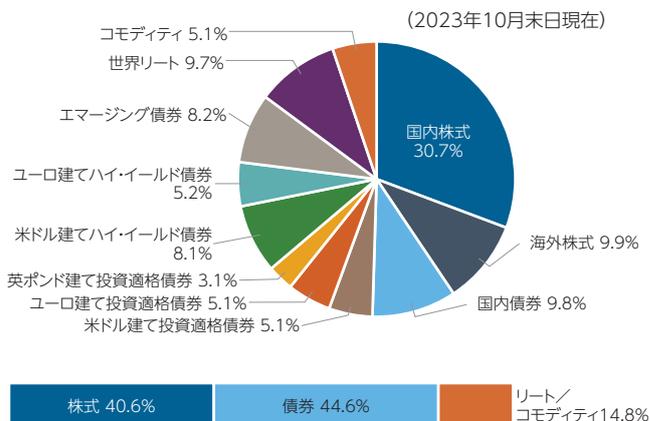
分配の推移

(1万口当たり/税引前)

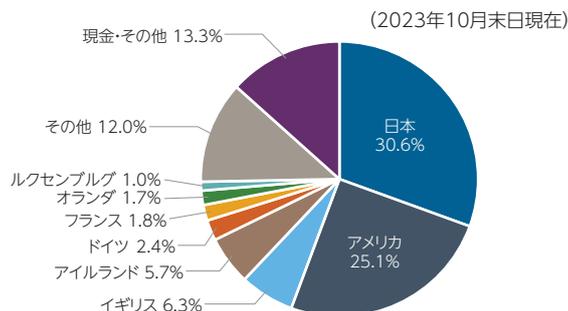
決算期	分配金
2021年10月	0円
2022年4月	0円
2022年10月	0円
2023年4月	0円
2023年10月	0円
設定来累計	0円

主要な資産の状況

資産別配分(対投資資産比率)



国・地域別配分

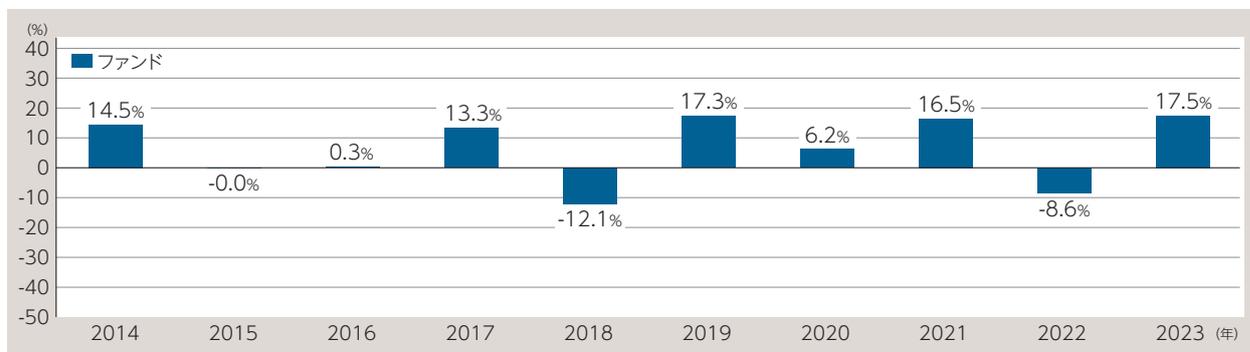


3. 運用実績

組入上位10銘柄		
	銘柄	比率
1	フィデリティ・ジャパン・サステナブル・グロース・ファンド(適格機関投資家転売制限付き)	31.4%
2	フィデリティ・グローバル・リート・マザーファンド	10.1%
3	DLIBJ公社債オープン(中期コース)	9.5%
4	フィデリティ・ファンズ-エマージング・マーケット・デット・ファンド	8.0%
5	フィデリティ・USハイ・イールド・ファンド(適格機関投資家専用)	7.8%
6	フィデリティ・インスティテューショナル・米国株式ファンド(為替ヘッジなし)(適格機関投資家専用)	7.8%
7	フィデリティ・ファンズ-ユーロ・ボンド・ファンド	5.2%
8	フィデリティ・ファンズ-ヨーロッパ・ハイ・イールド・ファンド	5.1%
9	フィデリティ・ファンズ-USDドル・ボンド・ファンド	5.0%
10	iシェアーズ・ディバースファイド・コモディティ・スワップUCITS ETF	4.7%

※別途記載がない限り、主要な資産の状況は対純資産総額比率です。

年間収益率の推移



※当ファンドは、ベンチマークを設定しておりません。
 ※ファンドの収益率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして算出しています。
 ※2023年は年初以降11月末までの実績となります。

フィデリティ投信が作成時点で取得可能な投資対象ファンドの開示資料のデータに基づき作成しております。ファンドによってはデータの分類方法や評価基準日が異なる場合があるため、概算・推定値となります。掲載データに関する正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。あくまでもファンドの概略をご理解いただくことを目的として作成されておりますことにご留意ください。

4. 手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購入代金	販売会社が定める期日までに、お申込みの販売会社にお支払いください。
換金単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた額とします。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して7営業日目から、お申込みの販売会社にてお支払いします。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社が受付けたものを、当日のお申込み受付分とします。
購入・換金 申込不可日	ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークにおける銀行の休業日及び英国における休業日においては、スイッチングを含めお申込みの受付は行ないません。
購入の申込期間	2023年7月15日から2024年7月18日 ^(注) まで <small>(注) 繰上償還が確定した場合、購入の申込期間は2024年3月1日までとなります。</small>
換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行なうため、1日1件10億円を超えるご換金はできません。また、大口のご換金には別途制限を設ける場合があります。
購入・換金 申込受付の中止 及び取消し	取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、及び既に受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消す場合があります。
信託期間	原則として無期限 ^(注) (2007年6月28日設定) <small>(注) 繰上償還が確定した場合、信託期間は2024年3月22日までとなります。</small>
繰上償還	各ファンドの受益権の残存口数が30億口を下回った場合等には、繰上償還となる場合があります。
決算日	原則、毎年4月、10月の各20日 <small>※決算日にあたる日が休業日となった場合、その翌営業日を決算日とします。</small>
収益分配	年2回の決算時に、収益分配方針に基づいて、分配を行ないます。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。 販売会社との契約によっては、収益分配金は、税引き後無手数料で再投資が可能です。
信託金の限度額	各ファンドにつき5,000億円
公告	原則として、電子公告の方法により行ない、委託会社のホームページ(https://www.fidelity.co.jp/)に掲載します。
運用報告書	毎年4月、10月のファンドの決算時及び償還時に交付運用報告書を作成し、知っている受益者に対して交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの対象ではありません。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 <small>※上記は2024年1月1日現在のもので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。</small>
スイッチング	販売会社によっては、安定型、成長型間にてスイッチングが可能です。スイッチングに伴うご換金にあたっては、通常のご換金と同様に信託財産留保額及び税金がかかります。 <small>※スイッチングの取扱い内容等について、詳しくは、販売会社へお問い合わせください。</small>

4. 手続・手数料等

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用																	
購入時手数料	2.20% (税抜2.00%) を上限 として販売会社が定めます。 ※詳しくは、お申込みの販売会社にお問い合わせください。																
信託財産留保額	基準価額に対し 0.30% です。																
投資者が信託財産で間接的に負担する費用																	
運用管理費用 (信託報酬)	<p>ファンドの純資産総額に対し、安定型は年0.7051% (税抜0.641%)、成長型は年0.8415% (税抜0.765%)の率をそれぞれ乗じた額が運用管理費用 (信託報酬)として毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、ファンドの毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。</p> <p>運用管理費用 (信託報酬) の配分 (年率/税抜)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ファンドの純資産総額に対して</th> <th>安定型</th> <th>成長型</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>0.101%</td> <td>0.125%</td> <td>委託した資金の運用の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>0.50%</td> <td>0.60%</td> <td>購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>0.04%</td> <td>0.04%</td> <td>運用財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行の対価</td> </tr> </tbody> </table>	ファンドの純資産総額に対して	安定型	成長型		委託会社	0.101%	0.125%	委託した資金の運用の対価	販売会社	0.50%	0.60%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価	受託会社	0.04%	0.04%	運用財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行の対価
ファンドの純資産総額に対して	安定型	成長型															
委託会社	0.101%	0.125%	委託した資金の運用の対価														
販売会社	0.50%	0.60%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価														
受託会社	0.04%	0.04%	運用財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行の対価														
投資対象とする投資信託証券*	<table border="1"> <thead> <tr> <th>安定型</th> <th>成長型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最大年率0.40%+0.20% (税込) 程度</td> <td>最大年率0.45%+0.20% (税込) 程度</td> </tr> </tbody> </table>	安定型	成長型	最大年率0.40%+0.20% (税込) 程度	最大年率0.45%+0.20% (税込) 程度												
安定型	成長型																
最大年率0.40%+0.20% (税込) 程度	最大年率0.45%+0.20% (税込) 程度																
実質的な負担*	<table border="1"> <thead> <tr> <th>安定型</th> <th>成長型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最大年率1.11%+0.20% (税込) 程度</td> <td>最大年率1.29%+0.20% (税込) 程度</td> </tr> </tbody> </table>	安定型	成長型	最大年率1.11%+0.20% (税込) 程度	最大年率1.29%+0.20% (税込) 程度												
安定型	成長型																
最大年率1.11%+0.20% (税込) 程度	最大年率1.29%+0.20% (税込) 程度																
その他費用・手数料	<p>組入有価証券の売買委託手数料、信託事務の諸費用等は、ファンドからその都度支払われます。ただし、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示できません。</p> <p>法定書類等の作成等に要する費用、監査費用等は、ファンドの純資産総額に対して年率0.10% (税込) を上限とする額がファンドの計算期間を通じて毎日計上され、毎計算期末または信託終了のときに、ファンドから支払われます。</p> <p>組入有価証券の売買委託手数料：有価証券の売買の際、売買仲介人に支払う手数料 信託事務の諸費用等：投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託会社の立替えた立替金の利息 法定書類等の作成等に要する費用：有価証券届出書、目論見書、運用報告書等の作成、印刷及び提出等に係る費用 監査費用：ファンドの監査人等に対する報酬及び費用</p>																

* 2023年11月末日現在の投資対象ファンドに基づくものです。この値は、あくまでも目安であり、投資対象ファンドの変更や組入状況等により変動します。
 ※当該手数料・費用等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
 ※上記は2024年1月1日現在のものです。税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。
 ※法人の場合は上記とは異なります。
 ※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5. 追加的記載事項

指定投資信託証券の概要(2023年11月末日現在)

ファンドは、下記の指定投資信託証券を主要投資対象とします。

下記の記載事項は、当該指定投資信託証券固有の事情により変更される場合があります。

下記の投資対象ファンドは、指定投資信託証券から除外される場合や、新たに追加される場合があります。

投資対象ファンド	運用会社	概要
フィデリティ・欧州中小型株・オープン (適格機関投資家専用) (国内証券投資信託)	フィデリティ投信株式会社 マザーファンドの運用の委託先: FILインベストメント・ インターナショナル(英国)	フィデリティ・欧州中小型株・オープン・マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として英国および欧州大陸の取引所に上場されている株式に投資を行ない、投資信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。
フィデリティ・アメリカン・ファンド (英国籍証券投資法人/英ポンド建て)	FILインベストメント・ サービスズ(英国)・ リミテッド	主として米国の企業の株式に投資を行なうことにより、長期的な元本の成長を目指します。
フィデリティ・USエクイティ・インカム・ ファンド (適格機関投資家専用) (国内証券投資信託)	フィデリティ投信株式会社 マザーファンドの運用の委託先: FIAM LLC(米国)	フィデリティ・USエクイティ・インカム・マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として米国の取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている米国企業の株式等を投資対象として、市場の配当利回りを上回る配当を目指すとともに、長期的な元本成長を目標とします。
フィデリティ・ファンズー サステナブル・米国株式ファンド (ルクセンブルグ籍証券投資法人/米ドル建て)	FILファンド・ マネジメント・ リミテッド(バミューダ)	主として、米国においてESG(環境、社会、企業統治)に配慮した企業の株式へ投資します。
フィデリティ・ファンズー アメリカ・ファンド (ルクセンブルグ籍証券投資法人/米ドル建て)	FILファンド・ マネジメント・ リミテッド(バミューダ)	主として米国の株式に投資を行ないます。
フィデリティ・ファンズー アメリカン・グロース・ファンド (ルクセンブルグ籍証券投資法人/米ドル建て)	FILファンド・ マネジメント・ リミテッド(バミューダ)	主として、米国に本社があるか、事業活動の中心が米国にある企業の株式に投資し、集中度の高いポートフォリオ運用を通じて長期的な元本の成長を目指します。
フィデリティ・ファンズー サステナブル・欧州株式ファンド (ルクセンブルグ籍証券投資法人/ユーロ建て)	FILファンド・ マネジメント・ リミテッド(バミューダ)	主として、欧州においてESG(環境、社会、企業統治)に配慮した企業の株式へ投資します。

5. 追加的記載事項

投資対象ファンド	運用会社	概要
フィデリティ・ファンズー ヨーロピアン・グロース・ファンド (ルクセンブルグ籍証券投資法人/ユーロ建て)	FILファンド・ マネジメント・ リミテッド(バミューダ)	主として欧州の取引所に上場されている企業の株式に投資を行いません。
フィデリティ・ファンズー ヨーロピアン・ラージャー・カンパニーズ・ファンド (ルクセンブルグ籍証券投資法人/ユーロ建て)	FILファンド・ マネジメント・ リミテッド(バミューダ)	主として欧州の大型株式に投資を行なうことにより、長期的な元本の成長を目指します。
フィデリティ・ファンズー ヨーロピアン・ダイナミック・グロース・ファンド (ルクセンブルグ籍証券投資法人/ユーロ建て)	FILファンド・ マネジメント・ リミテッド(バミューダ)	主として、欧州に本社があるか、事業活動の中心がそれらの地域にある企業の株式に投資し、アクティブなポートフォリオ運用を通じて長期的な元本の成長を目指します。
フィデリティ・ファンズー アジア・スペシャル・シチュエーション・ファンド (ルクセンブルグ籍証券投資法人/米ドル建て)	FILファンド・ マネジメント・ リミテッド(バミューダ)	主として、アジア(除く日本)の「スペシャル・シチュエーション株式」や小型成長株に投資します(中国A株B株への投資を含む)。「スペシャル・シチュエーション株式」は、原則として純資産に比べて割安な株価を有する、あるいは利益成長性が高くかつ株価上昇に有利な特別な状況を有する株式です。
フィデリティ・ファンズー アジア・パシフィック・オポチュニティーズ・ファンド (ルクセンブルグ籍証券投資法人/ユーロ建て)	FILファンド・ マネジメント・ リミテッド(バミューダ)	主として、アジア太平洋地域(除く日本)に本社があるか、事業活動の中心がそれらの地域にある企業の株式(中国A株B株への投資を含む)に投資し、長期的な元本の成長を目指します。
フィデリティ・ファンズー サステナブル・アジア株式ファンド (ルクセンブルグ籍証券投資法人/米ドル建て)	FILファンド・ マネジメント・ リミテッド(バミューダ)	主として、アジア(除く日本)においてESG(環境、社会、企業統治)に配慮した、持続可能な特長を有する企業の株式へ投資します。投資地域としては、エマージング市場(中国A株B株への投資を含む)も含まれます。
フィデリティ・ファンズー オーストラリア・分散株式ファンド (ルクセンブルグ籍証券投資法人/豪ドル建て)	FILファンド・ マネジメント・ リミテッド(バミューダ)	主としてオーストラリアの株式に投資し、インカム確保と元本の成長を目指します。運用担当者が、株式よりもオーストラリア国内の証券取引所に上場しているハイブリッド証券や債券の方が投資魅力が高いと判断した場合、戦略的にこれらを組み入れることがあります。

5. 追加的記載事項

投資対象ファンド	運用会社	概要
フィデリティ・ファンズー パシフィック・ファンド (ルクセンブルグ籍証券投資法人/米ドル建て)	FILファンド・ マネジメント・ リミテッド(バミューダ)	主としてアジア太平洋地域の企業の株式に投資を行いません。同地域の国々には、日本、オーストラリア、中国、香港、インド、インドネシア、韓国、マレーシア、ニュージーランド、フィリピン、シンガポール、台湾、タイ等が含まれます。
フィデリティ・ファンズー ユーロ・ボンド・ファンド (ルクセンブルグ籍証券投資法人/ユーロ建て)	FILファンド・ マネジメント・ リミテッド(バミューダ)	主としてユーロ建ての債券に投資を行いません。
フィデリティ・ファンズー ヨーロピアン・ハイ・イールド・ファンド (ルクセンブルグ籍証券投資法人/ユーロ建て)	FILファンド・ マネジメント・ リミテッド(バミューダ)	主として、本店所在地が西ヨーロッパ、中央ヨーロッパ、東ヨーロッパ(ロシアを含む)にあるか、活動の大半がそれらの地域で営まれている発行体の高利回り事業債(ハイ・イールド債券)に投資を行ない、高水準のインカムの確保と値上り益の追求を目指します。
フィデリティ・ファンズー エマージング・マーケット・デット・ファンド (ルクセンブルグ籍証券投資法人/米ドル建て)	FILファンド・ マネジメント・ リミテッド(バミューダ)	主としてエマージング債券に投資し、インカムの確保と値上り益の追求を目指します。
フィデリティ・インベストメント・ファンズ・IXー フィデリティ・サステナブル・UK・アグリゲート・ ボンド・ファンド (英国籍証券投資法人/英ポンド建て)	FILインベストメント・ サービシズ(英国)・ リミテッド	主として英ポンド建て(もしくは英ポンドヘッジ)投資適格債券に投資し、インカムの確保と元本の成長を目指します。当ファンドは純資産の70%以上を、各業種で優れたサステナビリティ特性を有する企業の株式に投資する「ベスト・イン・クラス」戦略を採用しています。サステナビリティ特性とは、効果的な企業統治と環境・社会問題への優れた取り組み(ESG)を含む企業の性質を指しています。
フィデリティ・ファンズー ヨーロピアン・ディビデンド・ファンド (ルクセンブルグ籍証券投資法人/ユーロ建て)	FILファンド・ マネジメント・ リミテッド(バミューダ)	主として、欧州に本社があるか、事業活動の中心がそれらの地域である企業の高配当株式に投資し、インカムの確保と元本の成長を目指します。
フィデリティ・USハイ・イールド・ファンド (適格機関投資家専用) (国内証券投資信託)	フィデリティ投信株式会社 マザーファンドの運用の委託先: FIAM LLC(米国)	フィデリティ・USハイ・イールド・マザーファンド受益証券への投資を通じて、米ドル建ての高利回り社債(ハイ・イールド債券)を主要な投資対象とし、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的に積極的な運用を行なうことを基本とします。

5. 追加的記載事項

投資対象ファンド	運用会社	概要
フィデリティ・グローバル・リート・マザーファンド (国内証券投資信託)	フィデリティ投信株式会社 ファンドの運用の委託先: FILインベストメンツ・ インターナショナル(英国)	主として日本を含む世界各国の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている不動産投資信託(リート)(これに準ずるものを含みます。)に投資を行ない、配当等収益の確保と投資信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。
WisdomTree ブロード上場投資信託 (英国籍証券投資法人/米ドル建て)	運用会社(管理会社): ETFセキュリティーズ・ マネジメント・ カンパニー・リミテッド	ブルームバーグ・コモディティ指数と証拠金リターンに連動することにより、商品先物バスケットへのトータル・リターン投資のエクスポージャーを投資家に提供することを目指します。
フィデリティ・ファンズー サステナブル・ユーロゾーン・エクイティ・ファンド (ルクセンブルグ籍証券投資法人/ユーロ建て)	FILファンド・ マネジメント・ リミテッド(バミューダ)	主として、EMU(欧州通貨同盟)参加国の、ESG(環境、社会、企業統治)に配慮した持続可能な特長を有する企業のユーロ建て株式に投資し、長期的な元本の成長を目指します。
フィデリティ・ファンズー ジャパン・バリュー・ファンド (ルクセンブルグ籍証券投資法人/円建て)	FILファンド・ マネジメント・ リミテッド(バミューダ)	主として、日本の取引所(地方取引所等を含む)に上場されている株式に投資します。
フィデリティ・ファンズー ジャパン・グロース・ファンド (ルクセンブルグ籍証券投資法人/円建て)	FILファンド・ マネジメント・ リミテッド(バミューダ)	主に日本の企業の株式に投資を行なうことにより、長期的な元本の成長を目指します。
フィデリティ・ファンズー サステナブル・ジャパン株式ファンド (ルクセンブルグ籍証券投資法人/円建て)	FILファンド・ マネジメント・ リミテッド(バミューダ)	主として、日本においてESG(環境、社会、企業統治)に配慮した企業の株式へ投資します。
フィデリティ・インベストメント・ ファンズ・IX-ジャパン・ファンド (英国籍証券投資法人/英ポンド建て)	FILインベストメント・ サービスズ(英国)・ リミテッド	主として日本の株式に投資を行なうことにより、長期的な元本の成長を目指します。
フィデリティUSクオリティー・インカムUCITS ETF (アイルランド籍証券投資法人/米ドル建て)	管理会社: FIL・インベストメント・ マネジメント (ルクセンブルグ)エス・エイ	フィデリティUSクオリティー・インデックスのパフォーマンスへの連動を目指します。

5. 追加的記載事項

投資対象ファンド	運用会社	概要
フィデリティ・ファンズー ヨーロッパ・スモラー・カンパニーズ・ファンド (ルクセンブルグ籍証券投資法人/ユーロ建て)	FILファンド・ マネジメント・ リミテッド(バミューダ)	主として欧州の中小型株式に投資を行いません。
フィデリティ・ファンズー アジア・スモラー・カンパニーズ・ファンド (ルクセンブルグ籍証券投資法人/米ドル建て)	FILファンド・ マネジメント・ リミテッド(バミューダ)	主として、アジア太平洋(除く日本)に本社があるか、事業活動の中心がそれらの地域にある小型の企業の株式(中国A株B株への投資を含む)に分散投資し、長期的な元本の成長を目指します。
フィデリティ・ファンズー アジア・パシフィック・ディビデンド・ファンド (ルクセンブルグ籍証券投資法人/米ドル建て)	FILファンド・ マネジメント・ リミテッド(バミューダ)	主として、アジア太平洋地域に本社があるか、事業活動の中心がそれらの地域である企業の高配当株式(中国A株B株への投資を含む)に投資し、インカムの確保と元本の成長を目指します。
フィデリティ・ファンズー エマージング・アジア・ファンド (ルクセンブルグ籍証券投資法人/米ドル建て)	FILファンド・ マネジメント・ リミテッド(バミューダ)	主として、MSCIエマージング・マーケット・アジア・インデックスにより新興市場とされるアジアの国に本社があるか、事業活動の中心がそれらの地域にある企業の証券(中国A株B株への投資を含む)に投資し、長期的な元本の成長を目指します。
フィデリティ・ファンズー USDル・ボンド・ファンド (ルクセンブルグ籍証券投資法人/米ドル建て)	FILファンド・ マネジメント・ リミテッド(バミューダ)	主として米ドル建ての債券に投資を行いません。
フィデリティ・ファンズー USハイ・イールド・ファンド (ルクセンブルグ籍証券投資法人/米ドル建て)	FILファンド・ マネジメント・ リミテッド(バミューダ)	主として、活動の大半が米国で営まれている発行体の高利回り事業債(ハイ・イールド債券)に投資を行ない、高水準のインカムの確保と値上り益の追求を目指します。
XトラッカーズII日本国債UCITS ETF (ルクセンブルグ籍証券投資法人/ユーロ建て)	DWSインベストメント GmbH	日本の国債で構成される指数(FTSE日本国債インデックス)と同等の投資成果を目指します。
DLIBJ公社債オープン(中期コース) (国内証券投資信託)	アセットマネジメント One株式会社	主として国内の公社債に投資し、中長期的な観点でリスクの軽減に努めながら信託財産の成長をはかることをめざすファンドです。

5. 追加的記載事項

投資対象ファンド	運用会社	概要
シェアーズ・ディバーシファイド・ コモディティ・スワップ UCITS ETF (アイルランド籍証券投資法人/米ドル建て)	ブラックロック・アドバイ ザーズ(UK)リミテッド	トータル・リターン・スワップの活用を通じて コモディティ・インデックスのパフォーマンス に追随することを目指します。
フィデリティ・ジャパン・サステナブル・ グロース・ファンド (適格機関投資家転売制限付き) (国内証券投資信託)	フィデリティ投信株式会社	フィデリティ・ジャパン・サステナブル・グロー ス・マザーファンド受益証券への投資を通じ て、主としてわが国の取引所に上場(これに 準ずるものを含みます。)されている株式に 投資を行なうことにより、投資信託財産の長 期的な成長を図ることを目標に積極的な運 用を行ないます。
フィデリティ・インスティテューショナル・ 米国株式ファンド(為替ヘッジなし) (適格機関投資家専用) (国内証券投資信託)	フィデリティ投信株式会社 マザーファンドの運用の委託先: FIAM LLC(米国)	フィデリティ・米国株式マザーファンド受益証 券への投資を通じて、主として米国を中心に 世界(日本を含みます。)の金融商品取引所 に上場(これに準ずるものを含みます。)され ている企業の株式に投資を行ない、投資信 託財産の成長を図ることを目的として運用 を行ないます。
フィデリティ・コモ・コントラクトリアル・ファンドII- フィデリティ・アジア・パシフィック(除く日本)・ エクイティ・ファンド (アイルランド籍外国証券投資信託/米ドル建て)	FIL・インベストメント・ マネジメント (ルクセンブルグ)エス・エイ	主としてアジア・オセアニア(除く日本)の株 式に投資を行なうことにより、長期的な元本 の成長を目指します。
フィデリティ・コモ・コントラクトリアル・ファンドII- フィデリティ・ヨーロッパ(除く英国)・エクイティ・ファンド (アイルランド籍外国証券投資信託/ユーロ建て)	FIL・インベストメント・ マネジメント (ルクセンブルグ)エス・エイ	主として欧州(除く英国)の株式に投資を行 なうことにより、長期的な元本の成長を目指 します。
フィデリティ・コモ・コントラクトリアル・ファンドII- フィデリティ・ジャパン・エクイティ・ファンド (アイルランド籍外国証券投資信託/円建て)	FIL・インベストメント・ マネジメント (ルクセンブルグ)エス・エイ	主として日本の株式に投資を行なうことによ り、長期的な元本の成長を目指します。
フィデリティ・コモ・コントラクトリアル・ファンドII- フィデリティ・ノースアメリカ・エクイティ・ファンド (アイルランド籍外国証券投資信託/米ドル建て)	FIL・インベストメント・ マネジメント (ルクセンブルグ)エス・エイ	主として北米の株式に投資を行なうことによ り、長期的な元本の成長を目指します。
フィデリティ・コモ・コントラクトリアル・ファンドII- フィデリティ・UK・エクイティ・ファンド (アイルランド籍外国証券投資信託/英ポンド建て)	FIL・インベストメント・ マネジメント (ルクセンブルグ)エス・エイ	主として英国の株式に投資を行なうことによ り、長期的な元本の成長を目指します。

このページは、野村証券株式会社からのお知らせです。
(このページの記載は目論見書としての情報ではございません。)

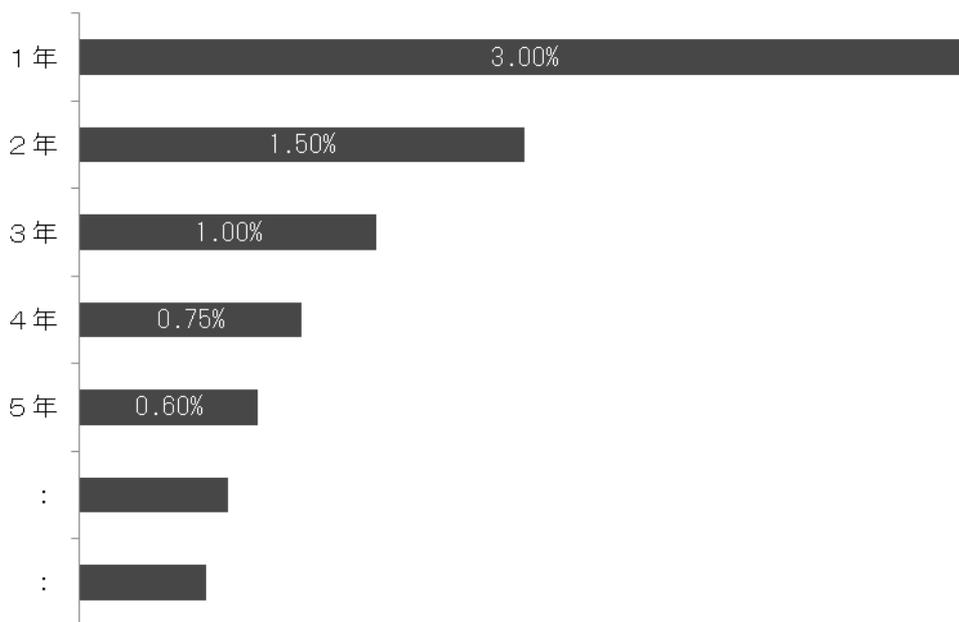
投資信託の購入時手数料に関するご説明

■投資信託の購入時手数料は購入時に負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

例えば、購入時手数料が3%（税抜き）の場合

【保有期間】

【1年あたりのご負担率（税抜き）】



※投資信託によっては、購入時手数料を頂戴せず、換金時に保有期間に応じた換金手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。購入時手数料には別途消費税がかかります。

実際にお買付いただく投資信託の手数料率や残存期間については目論見書や補完書面でご確認ください。投資信託をご購入いただいた場合には、上記の購入時手数料のほか、信託報酬やその他費用等をご負担いただきます。

また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。

実際の手数料率等の詳細は目論見書又は目論見書補完書面でご確認ください。

このページは、野村証券株式会社からのお知らせです。
(このページの記載は目論見書としての情報ではございません。)

「フィデリティ・資産分散投信（安定型）」
「フィデリティ・資産分散投信（成長型）」
の購入時手数料について

野村証券株式会社における購入時手数料は、購入金額（購入申込日の翌営業日の基準価額×購入口数）に以下の手数料率を乗じた額とします。

購入代金*	手数料率
5,000万円未満	2.2%（税抜2.0%）
5,000万円以上5億円未満	1.1%（税抜1.0%）
5億円以上	0.275%（税抜0.25%）

*購入代金＝購入口数×基準価額＋購入時手数料（税込）

ただし、口数指定または手数料を含まない金額指定（NISA対象ファンドにおけるNISA預りの場合に指定可能）でご購入の場合は、以下のうち低い方の購入時手数料率を適用します。

（1）基準価額に購入口数を乗じた額（購入金額）に応じた購入時手数料率

（2）購入金額に（1）を用いて算出した手数料金額を加算した額に応じた購入時手数料率

なお、上記に基づいてお支払いいただく金額（購入代金）を算出した結果、購入口数が多い方が購入代金が少なくなる場合があります。

- ◆スイッチングによる購入の場合は、無手数料とします。
- ◆ご投資家が、収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。
- ◆収益分配金を受取る場合は、決算日から起算して概ね5営業日目までにお支払いします。
- ◆野村証券株式会社における購入単位は以下のとおりです。

自動けいぞく投資コース（分配金が再投資されるコース）：1万口以上1口単位または1万円以上1円単位

※自動けいぞく投資コースでは、お客様のご要望により再投資を停止し、分配金の受取りに変更することができます。

詳しくは野村証券の窓口またはウェブサイトでご確認ください。

このページは、野村證券株式会社からのお知らせです。
(このページの記載は目論見書としての情報ではございません。)

目論見書補完書面（投資信託）

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)
この書面、手数料に関する記載および目論見書の内容をよくお読みください。

当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱いおよび販売等に関する事務を行います。

当社が投資信託の取扱いについて行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、次の方法によります。

- ・ 国内投資信託のお取引にあたっては、保護預り口座の開設が必要となります。外国投資信託のお取引にあたっては、外国証券取引口座の開設が必要となります。
- ・ お取引のご注文は、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の全部又は一部（前受金等）をお預かりした上で、お受けいたします。
- ・ 前受金等を全額お預かりしていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預かりいたします。
- ・ ご注文されたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、取引報告書をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます）。

当ファンドの販売会社の概要

商号等	野村證券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第142号
本店所在地	〒103-8011 東京都中央区日本橋 1-13-1
連絡先	03-3211-1811 又はお取引のある本支店にご連絡ください。
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、 一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金	100億円
主な事業	金融商品取引業
設立年月	2001年5月

〇お問い合わせ先

お取引のある本支店又は下記連絡先までお問合せください。

〔 <総合ダイヤル> 0570-077-000 ※平日 8:40~17:10、土日 9:00~17:00（祝日、年末年始を除く） 〕
ご意見や苦情につきましては、下記連絡先までお申し出ください。

〔 <お客様相談室> 0120-56-8604 ※平日 9:00~17:00（土・日・祝日、年末年始を除く） 〕

〇指定紛争解決機関のご利用について

お取引についてのトラブル等は、以下のADR（注）機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用が可能です。（ADR機関のご利用に際して不明な点等ございましたら、上記の連絡先までご照会ください）

〔 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
0120-64-5005 ※平日 9:00~17:00（土・日・祝日、年末年始を除く） 〕

注）ADRとは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。

上記連絡先をご利用の際には、電話番号をお間違えのないようご注意ください。

【金融サービスの提供に関する法律に係る重要事項】

このファンドは、投資対象ファンドへの投資を通じて国内外の株式、債券、不動産投資信託（リート）およびコモディティに投資する投資信託です。主に上記の有価証券を投資対象としますので、組入有価証券の価格下落や、組入有価証券の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響、金利の変化等により、ファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、それらに加え、為替の変動により損失を被ることがあります。

